

いたばしPay加盟店の代金等の決済にかかる換金手数料及び振込手数料等の規約

板橋区商店街振興組合連合会

(総則)

第1条 本規約は、板橋区商店街振興組合連合会(以下「本会」といいます。)の定める「いたばしPay加盟店規約」(以下「加盟店規約」といいます。)第13条第1項及び第2項における換金手数料及び振込手数料等の算出方法等について定めるものです。

(換金手数料)

第2条 加盟店規約第2条第1項に定める加盟店(以下「加盟店」とします。)が代金等の決済に関して加盟店規約第13条第1項の板橋区商店街振興組合連合会(以下「本会」といいます。)に支払うべき換金手数料については、当面の間、無料とします。

(振込手数料)

第3条 加盟店規約第13条第2項における本会から加盟店口座へ振込む際に生じる振込手数料については、当面の間、以下のとおりとします。

- 1 本会から別紙に定める指定金融機関への振込手数料は無料とします。
- 2 別紙に定める指定金融機関以外の信用金庫、信用組合への振込手数料は、1件につき110円とし、振込手数料を差し引いた額を当該口座に振込みます。
- 3 その他の金融機関の口座への振込手数料は、以下のとおりとし、振込手数料を差し引いた額を当該口座に振込みます。
 - 1 代金等の決裁額が5万円以上の場合、1件につき 440円
 - 2 代金等の決裁額が5万円未満の場合、1件につき 275円

附 則

この規約は、令和4年9月7日から施行する。

この規約は、令和6年8月1日から施行する。

別 紙
指定金融機関一覧

金融機関名	本支店	金融機関名	本支店
東京信用金庫	板橋支店	西京信用金庫	大山支店
	大山支店		蓮根支店
	志村支店		(大山支店大谷口出張所)
	志村坂下支店		(徳丸支店)
	成増支店	城北信用金庫	常盤台支店
	上板橋支店		志村支店
	上記以外の支店		赤塚支店
巣鴨信用金庫	板橋支店	瀧野川信用金庫	上板橋支店
	常盤台支店		中板橋支店
	志村支店		上板橋支店
	成増支店	文化産業信用組合	徳丸支店
	東武練馬支店		本店内板橋支店 (仲宿支店神保町支店内)
	幸町支店		常盤台支店
	板橋栄町支店	中ノ郷信用組合	板橋支店
	東新町支店	東京東信用金庫	板橋支店
	高島平支店		板橋支店大山出張所 (大和町支店)
	新高島平支店	朝日信用金庫	板橋支店
	小竹向原支店		(赤塚支店)

()内の支店は現在閉店